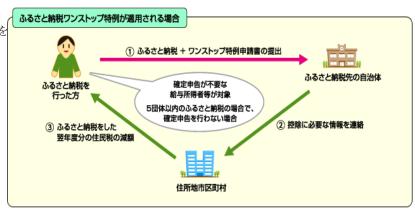
■ふるさと納税ワンストップ特例制度とは?

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。この特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。(ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。)



1 対象となる方

- ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者であること
 - □ ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方です。
- ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者であること

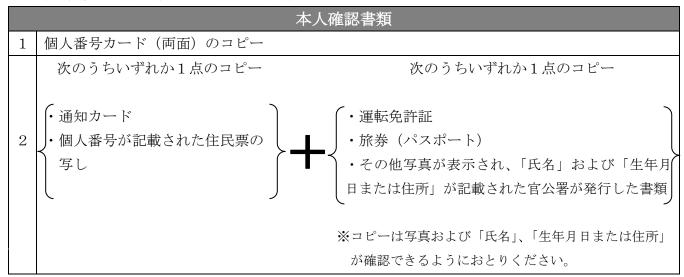
2 手続きの流れ

- ①寄附申込時に「ワンストップ特例申請書の送付を希望する」欄にチェック
- ②後日黒部市から郵送される「申告特例申請書」に必要事項を記入・捺印のうえ、<u>ふるさと納税をした翌</u>年の1月10日(必着)までに黒部市へ提出(郵送可)
 - ※<u>マイナンバー制度の導入により、平成28年1月1日から、申請書への個人番号の記載と、下表のとおり本人</u> 確認書類の提出が必要となりました。
 - ※転居による住所変更など、申請書の内容に変更があった場合は、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、「申請事項変更届出書」を黒部市に提出いただく必要があります。

3 個人番号に関する本人確認書類

申請書への個人番号の記載に加えて、本人確認(番号確認と身元確認)のため、下表の「1」または「2からいずれか2点の組み合わせ」の本人確認書類のコピーを同封してください。

▼表中の書類の提出が困難である場合はお問合せください



お問合せ 黒部市役所 総務企画部 企画政策課 〒938-8555 富山県黒部市三日市 1301 番地 TEL:0765-54-2111 FAX:0765-54-3959 E-mail: info-k@city.kurobe.toyama.jp